

厚労省は医師が処方する医療用医薬品を、処方箋なしで店頭で買える大衆薬（市販薬）に転用することを推進する方針を固めた。

消費者からの転用要請を受け付ける制度を導入、今夏にも有識者会議を新設し、転用してよいか判断するという。

より効果の高い花粉症や水虫などの治療薬が手軽に購入できるようになる。保険適用されている医療用医薬品が減り、医療費の抑制につながると期待されている。

医療用医薬品は副作用などがあるため、医師の処方箋が必要だが、使用実績が豊富で一定の安全性が確認されたものは、大衆薬に転用されることがあった。胃腸薬のH2ブロッカー、解熱鎮痛薬のイブプロフェンなどが代表例だ。

これまでも日本薬学会などからの要望を受け転用する制度はあったが、患者のニーズに合わず、製品化されない場合があった。

同省は、大衆薬への転用を求める製品の要望を、消費者から随時受け付けるようにするという。処方箋なしで消費者が安全に使用できるような包装、対象者の範囲などの留意点を、医師や薬剤師、少子行動の専門家らからなる有識者会議が検討することになる。最終的には製薬企業が「要指導医薬品」として申請し、国が承認する形になりそうだ。大衆薬への転用は鎮痛薬など様々な薬に拡大させる予定だが、医師の診断がなければ病気の発見が遅れたり症状が悪化する恐れがあることから、生活習慣病などの薬の転用には、慎重な議論が行われる見通しだ。

◆ 医薬品副作用被害救済制度 ◆

この制度は、医薬品を正しく使っていても、副作用の起きる可能性があるので、万一、入院治療が必要になるほどの健康被害が起きたとき、医療費や年金などの給付を行う公的な制度である。

○▽ 救済制度の窓口 ▽○

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）

電話 0120-149-931

HP検索⇒ [副作用救済](#)